

いじめは絶対に許されない行為です

加須市では、いじめ防止等のためのさまざまな取組をより実効的なものにし、全市的に展開するために、「加須市いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しました。学校や家庭、地域社会との連携・協働のもと、いじめの防止等に全力で取り組んでまいります。皆様の御協力をよろしくお願いします。

加須市いじめの防止等のための基本的な方針の内容について

1 いじめについての基本的な事項



いじめには、①ひやかしやからかい、悪口、②仲間はずれや集団での無視、③恥ずかしいこと、危険なこと、不本意なことの強要、④スマートフォンやSNS、インターネット等での誹謗中傷などがあります。

いじめの防止等のためには、全ての市民が、いじめが、①絶対に許されない、卑怯な行為である、②どの子にも、どの学校でも起こりうる、③大人の見えないところで行われ、発見しにくいということを共通に認識し、解決に向けて一体となって取り組んでいくことが必要です。

2 いじめの防止等のための取組



いじめ防止等のための3つの柱

未然防止

早期発見

早期解消



学校では

- 「学校いじめ防止基本方針」を策定し、各校の実態に応じた実効的な取組を計画的に実施します。
- いじめの問題に組織的に対応するとともに、家庭や地域と連携していじめの防止等の対策を行うために、「いじめの防止等のための組織」を設置します。
- 子供たちが、いじめを防止するための解決策を主体的に考え、いじめの根絶のために取り組む活動を展開します。

市では

- 子供の健全育成を担う関係機関が連携を図るために、「いじめ問題対策連絡協議会」を組織し、市民ぐるみでいじめ防止等の対策に取り組みます。
- 重大ないじめの問題に対し、迅速な解決を図るとともに、同様の問題の再発を防止するために、「いじめ問題調査審議会」を組織します。
- 相談体制を整備するとともに、各学校のいじめ防止等の取組に対して、積極的に支援します。

※ 5月1日から10日は、第1回「いじめ撲滅期間」です。

「加須市いじめの防止等のための基本的な方針」で、年間3回の「いじめ撲滅期間」を定めました。この機会に、家庭や地域においても、その周囲にいじめがないか、多くの大人の目で点検してください。(第2回：11月1日～10日、第3回：2月1日～10日)
「いじめでは？」と思ったら、学校または加須市立教育センター(62-2955)へ連絡を！

家庭用いじめ発見 チェックシート【中学校用】



年度はじめは、クラスがえなどで子供たちを取り巻く環境が大きく変わる時期です。人間関係も複雑になり、「いじめ」の問題が、この時期から生じてくることも考えられます。問題の早期発見と早期解消のために、「いじめのサイン」に早くから気付けるよう、多くの大人の目で子供たちを見守る必要があります。

お子さんの様子を思い浮かべ、該当する項目にチェックをしてください。
チェック欄は、2回、もしくは2人でできるように2つあります。

朝・登校時

チェック欄

- 朝、起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- 朝になると、体の不調を訴える。
- 食欲がなくなったり、朝食を黙って食べたりするようになる。
- 用事もないのに必要以上に朝早く登校する。



夕・帰宅後

- 交流のある友達が急に変わる。
- 使い道のはっきりしないお金をほしがる。
- 帰宅する時間が遅くなる。
- イライラしたり、物や身近な動物などにあたったりする。



夜・就寝前

- 友達や学校の話題が減る。
- 教科書やノートなどに落書きがあったり、破損していたりする。
- 携帯電話や電子メールの着信に敏感になる。
- 夜遅くまで起きていることが増える。



「もしかして」と思ったら、家族だけで悩まず、まずは相談

加須市立教育センター（市民プラザかぞ 5階）

電話 0480-62-2955

【火曜日、年末年始を除く毎日 午前9時～12時、午後1時～4時】